

東京の防災

伊藤（NPOまちぼっと）

1. 条例

<関係法令>

- 災害対策基本法
- 災害救助法

<東京都の条例>

- 災害救助法施行細則（昭和 38 年 10 月）
- 東京都防災会議条例（昭和 37 年 10 月）
 - ・ 50 人以内
 - ・ 部会を置くことができる
 - ・ 女性委員（関東信越厚生局長、東京航空局東京空港事務所東京国際空港長、副知事、生活文化局長、日本放送協会首都圏放送センター長、（公財）市民防災研究所理事、以上 6 人）
- 東京都震災対策条例
 - ・ 東京都震災予防条例の全部を改正（平成 12 年 12 月）

目次

前文

第一章 総則

- 第一節 目的(第一条)
- 第二節 知事の責務(第二条—第七条)
- 第三節 都民の責務(第八条)
- 第四節 事業者の責務(第九条—第十一条)

第二章 予防対策

- 第一節 震災に関する研究、公表等(第十二条)
- 第二節 防災都市づくりの推進(第十三条)
- 第三節 都市施設及び建築物等の安全の確保(第十四条—第二十三条)
- 第四節 火災の防止等(第二十四条—第三十一条)
- 第五節 防災広報及び防災教育(第三十二条・第三十三条)
- 第六節 防災組織(第三十四条—第三十七条)
- 第七節 地域における相互支援ネットワークづくり(第三十八条)
- 第八節 ボランティアへの支援(第三十九条)
- 第九節 要援護者に対する施策(第四十条)

第十節 防災訓練(第四十一条・第四十二条)

第十一節 都民等の意見(第四十三条)

第三章 応急対策

第一節 応急体制等の整備(第四十四条—第四十六条)

第二節 避難(第四十七条—第五十一条)

第三節 救出及び救助の活動拠点等の確保(第五十二条)

第四節 帰宅困難者対策(第五十三条・第五十四条)

第四章 復興対策

第一節 震災復興の推進(第五十五条・第五十六条)

第二節 地域協働復興(第五十七条・第五十八条)

第五章 委任(第五十九条)

附則

- 東京都災害対策本部条例（昭和 37 年 10 月）
 - ・ 災害対策基本法にもとづき設置
 - ・ 本部長は災害対策基本法にもとづき知事があたる
 - ・ 本部長室の構成
 - 一 災害対策本部長
 - 二 災害対策副本部長
 - 三 災害対策本部員
 - ・ 副本部長は、副知事、警視総監及び消防総監をもつて充てる
 - ・ 本部員は、本部を構成する局の局長及び危機管理監の職にある者をもつて充てる
 - ・ 危機管理監の分掌事務は、次のとおりとなっている
 - 一 関係各局の事務の総合的な調整に関すること
 - 二 関係機関等への支援等の要請に関すること
- 東京都帰宅困難者対策条例（平成 25 年 4 月）
 - ・ 一斉帰宅の抑制推進
 - ・ 安否確認と情報提供のための体制整備
 - ・ 一時滞留施設の確保
 - ・ 帰宅支援（別紙、リーフレット）
- 東京都防災街づくり基金条例（平成 27 年 3 月）
 - ・ 目的 東京を高い防災力を備えた街として整備するため（復旧・復興のための基金ではない）
 - ・ 2017 年度末基金残高 1,000 億円程度と思われる
- 市区町村条例
 - ・ 防災会議条例、災害対策本部条例は基本的にすべての自治体にある
 - ・ 港区防災対策基本条例のような基本条例を持つところもある（地域防災計画策定な

ど)

2. 組織体制等

- 個別施策と各フェーズの体系（震災編）
（別紙）
- 施策相互の連携相関図イメージ図（震災編）
（別紙）
- 主な局の分掌（他局の応援に関するものを除く）
 - <総務局>
 - 1 本部長室の庶務に関する事
 - 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関する事
 - 3 区市町村の指導連絡に関する事
 - 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関する事
 - 5 本部の職員の動員及び給与に関する事
 - 6 本部における通信施設の保全に関する事
 - <政策企画局>
 - 1 報道機関との連絡及び放送要請に関する事
 - 2 大使館等との情報連絡及び調整に関する事
 - 3 災害時における他の局の応援に関する事
 - 4 その他特命に関する事
 - <都市整備局>
 - 1 都市の復興計画の策定に関する事
 - 2 被災建築物、がけ地等の調査に関する事
 - 3 被災者のための住宅の確保及び修理に関する事
 - 4 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関する事
 - <環境局>
 - 1 高圧ガス及び火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関する事
 - 2 ごみの処理に係る広域連絡に関する事
 - 3 し尿の処理に係る広域連絡に関する事
 - 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事
 - <福祉保健局>
 - 1 医療及び防疫に関する事
 - 2 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関する事
 - 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関する事

- 4 避難者の移送及び避難所の設営に関する事
- 5 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事
- 6 義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関する事
- 8 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関する事

<病院経営本部>

- 1 所管する病院の医療救護活動に関する事

<産業労働局>

- 1 食料（米穀、副食品及び調味料）の確保及び調達に関する事
- 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関する事

<中央卸売市場>

- 1 生鮮食料品の確保に関する事

<建設局>

- 1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関する事
- 2 砂防施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関する事
- 3 道路及び橋梁の保全及び復旧に関する事
- 4 水防に関する事
- 5 河川における流木対策に関する事
- 6 河川、道路等における障害物の除去に関する事
- 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関する事

<港湾局>

- 1 港湾施設、海岸保全施設の整備、保全及び復旧等に関する事
- 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関する事
- 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関する事
- 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関する事
- 5 港湾における流出油の防御に関する事
- 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関する事

<交通局>

- 1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事
- 2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスに於ける輸送の協力に関する事

<水道局>

- 1 応急給水に関する事
- 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事

<下水道局>

- 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事
- 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関する事

<教育庁>

- 1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること
- 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること
- 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること
- 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること

※警視庁、消防庁 略

○ 区市町村の役割

- (1) 区市町村防災会議に関すること。
- (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。
- (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 緊急輸送の確保に関すること。
- (5) 避難の勧告等及び誘導に関すること。
- (6) 消防(特別区を除く。)及び水防に関すること。
- (7) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- (8) 外出者の支援に関すること。
- (9) 応急給水に関すること
- (10) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- (11) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (12) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の 支援に関すること。
- (13) 公共施設の応急復旧に関すること。
- (14) 災害復興に関すること。
- (15) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- (16) 防災市民組織の育成に関すること。
- (17) 事業所防災に関すること。
- (18) 防災教育及び防災訓練に関すること。
- (19) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

○ 指定地方行政機関の役割

(国の機関)

○ 自衛隊の役割

○ 指定公共機関の役割

- ・ 指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関
- ・ 災害対策基本法の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある

○ 指定地方公共機関の役割

- ・ 指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県

の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関

- ・ 都においては、私鉄、医師会、放送機関、バス・タクシー協会など
- 協力機関の役割
 - ・ 東京都は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結し、災害時における協力を依頼
 - ・ 各建設業協会、日本埋立浚渫協会

3. 地域防災計画

- 災害対策基本法の規定に基づき、東京都防災会議が策定
- 次の5編がある
 - ・ 地域防災計画 震災編（平成26年修正）
 - ・ 地域防災計画 風水害編（同）
 - ・ 地域防災計画 火山編（平成21年修正）
 - ・ 地域防災計画 大規模事故編（同）
 - ・ 地域防災計画 原子力災害編（平成24年修正）

4. 地域防災計画 震災編

- 被害想定
 - ・ 平成18年5月には、都市構造の変化や中央防災会議の被害想定を踏まえて、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」を公表した。
 - ・ 平成24年4月には、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
 - ・ その後、平成24年8月に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」が公表されたが、これは国全体を考慮した広範囲の想定であり、詳細な被害状況が示されていない。
そのため、都としても南海トラフに関する独自の被害想定を行うこととし、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を公表した。
- 地域危険度測定調査
 - ・ 市街化区域を対象として、地震に対する危険性の度合い(被害の受けやすさ)を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。
（「地震に関する地域危険度」別冊）
- 平成26年修正の主なポイント
 - 「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策や島しょ部の地域特性を踏ま

えた対策を推進

【主な取組】

- ① 津波避難施設の整備や津波ハザードマップ作成を支援するなど、ハードとソフト両面の避難対策を実施
- ② 自助、共助、公助の連携により、島しょにおいて1週間分の備蓄を目標とするなど、備蓄を拡充
- ③ 空路・海路の複線化など輸送体制の強化

5. 地域防災計画 風水害編

- 水害予防対策
 - ・洪水対策(総合的な治水対策)
 - ・高潮対策
 - ・津波等対策
 - ・土石流、地すべり、がけ崩れ対策
 - ・土砂災害に関するソフト対策
 - ・浸水対策
 - ・都市型水害対策
- 都市施設対策
 - ・ライフライン施設
 - ・道路及び交通施設等
- 農林水産施設対策
 - ・農地・農業用施設
 - ・水産施設
 - ・森林・林業施設
- 応急活動拠点等の整備
 - ・活動庁舎等の整備
- 地域防災力の向上
 - ・自助による都民の防災力の向上
 - ・地域による共助の推進
 - ・事業所による自助・共助の強化
 - ・都民・行政・事業所等の連携
- ボランティア等との連携・協働
- 防災運動の推進
- 東京の概況
 - <河川>

- ・東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。
- ・水系別に分けると、主として東部低地帯を貫流する利根川水系、武蔵野台地の過半を流域とする荒川水系、西部山地の水を集める多摩川水系、多摩丘陵の南部を流れる鶴見川水系及び直接海へ注ぐ二級河川の水系の5つに大別される。
- ・その他の河川

上記の一級水系に属さず、都の城南地区を流れ、東京湾に注いでいる渋谷川・古川、目黒川、立会川、呑川などの河川と、神奈川県との境を流れる境川、小笠原諸島父島の八ッ瀬川は、二級河川である。

城南地区を流れる二級河川の上流部など一部区間は、下水道計画と調整し、覆蓋して下水道幹線として整備されている。

<伊豆諸島及び小笠原諸島> 略

■ 風水害の概況

(1) 昭和20年代の水害

- ・昭和22年9月のカスリーン台風、24年8月のキティ台風など
- ・江戸川をはじめとする大河川の決壊や高潮によるもので、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区などの区部東部の低地に甚大な被害を発生させた。

(2) 都市型水害の発生

- ・昭和30年代から始まった急速な都市化の進展は、中小河川の氾濫による新たな都市型水害を発生させた。
- ・昭和56年10月の台風第24号及び昭和57年9月の台風第18号は、神田川、目黒川などの中小河川を氾濫させ、いずれも5,000世帯以上の床上浸水被害を引き起こした。

(3) 集中豪雨による被害

- ・平成17年9月4日から5日未明にかけて、台風第14号及び秋雨前線の影響により、区部西部に、時間降雨量100mmを超える集中豪雨が発生した。神田川及び支流の妙正寺川、善福寺川など8河川からの溢水により、中野区、杉並区を中心に都内で約6,000棟に及ぶ浸水被害が発生し、都は、12年ぶりに中野区、杉並区に災害救助法を適用した。
- ・平成22年7月5日の夕方から夜にかけて石神井川流域で時間降雨量100mmを超える集中豪雨が発生し、北区内の溢水では約500棟に及ぶ浸水被害が発生した。
- ・平成25年10月16日未明から明け方にかけて、台風第26号の接近に伴い、大島町元町地区では1時間に最大122.5mmの猛烈な雨が降り、24時間雨量では最大824.0mmといずれも観測史上第1位の値を更新した。大規模な土砂災害の発生及び山腹崩壊により、建物被害が385棟、停電が最大110件、断水が最大約3,000世帯で発生するなど、甚大な被害が発生し、都は大島町へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は激甚災害に指定した。

■ 河川、港湾及び下水道等の整備

1 河川

- ・中小河川の整備
- ・低地河川の整備
高潮防御施設の整備、江東内部河川の整備
- ・スーパー堤防等の整備（私は反対ですが）
- ・河川施設の地震対策
- ・各水系別河川事業

2 東京港(海岸保全施設)

- ・平成 24 年度～33 年度の 10 か年の「東京港海岸保全施設整備計画」を策定し、東京都防災会議が示した最大級の地震が発生した場合でも津波による浸水を防ぐよう耐震対策を実施するとともに、水門・排水機場の電気・機械設備の耐水対策等を実施している。

3 下水道

- ・都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。
- ・下水道は、このような状況を解消して災害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。
- ・東京都の下水道は、23 区の単独公共下水道と、多摩地域の流域下水道並びに流域関連公共下水道、単独公共下水道及び特定環境保全公共下水道とに大別できる。島しょにおいては、特定環境保全公共下水道のほか、農業集落排水事業での施設、合併処理浄化槽等を整備することとなっている。

※特定環境保全公共下水道－市街化区域以外の区域の公共下水道

6. 地域防災計画 火山編

○ 各防災機関の予防業務と役割

- ・噴火に伴う被害をできるだけ軽減するため、火山災害の特性を踏まえ、災害予防計画を策定する。
- ・予防計画の実行に当っては都民や各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体などの繋がりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、町村とともにこれらの進め方について検討していく。

○ 予防業務

- ・各機関の主な予防業務 略

○ 火山観測

- ・伊豆諸島の火山は、海中から続く火山体の山頂部分に住民が居住していることになり、火山が噴火した場合には、内陸の火山に比べ住民の生活に大きな影響を及ぼすこととなる。
- ・このため、観測機器を設置し、火山の活動状況を常時把握することにより、噴火時における災害発生の防止、被害の軽減や住民の避難対策等の火山噴火対策を推進する必要がある。
- ・国の火山観測体制 略
- ・都等の火山観測体制
国の観測体制が整備されている伊豆大島を除く利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島に地震計、傾斜計等の観測機器を設置し、観測・監視体制の整備を図った。

また、噴火の予知が困難といわれる三宅島については、ほぼ隔年で水準測量を行い、長期的な視点での火山活動の把握に努めている。

○ 火山ガス

- ・平成 12 年(2000 年)に噴火した三宅島の火山ガスについて、都環境局は同年 8 月から島内 5ヶ所で測定を開始し、平成 17 年(2005 年) 9 月 28 日に測定地点 8 地点の自動測定機器を三宅村に譲渡した。
- その後、三宅村による 14 地点の観測が実施されている。

○ 施設の整備

- ・港湾施設等
- ・道路
- ・空港
- ・学校
- ・その他公共施設

○ 訓練及び防災知識の普及、都民等の防災行動力の向上

○ 災害応急・復旧対策計画

- ・伊豆諸島は、太平洋上に南北に長く連なる島々であり、大島をはじめとして富士火山帯に属する火山島となっている。
- ・これらの諸島で、噴火が発生した場合、東京都災害対策本部等を設置するとともに都、町村、その他の防災機関は、島民の生命、財産を守り、来島者の安全を確保するため、迅速な初動態勢により、応急活動を開始する。
- ・情報の収集・伝達 (以下、詳細略)
- ・災害救助法の適用、応援協力・派遣要請、避難、救援・救護
- ・船舶・航空機の安全確保対策、ライフライン施設等の応急・復旧対策
- ・公共施設等の応急・復旧対策、その他の応急対 (降灰除去、遺体搜索等)

- ・災害復旧対策

○ 富士山噴火降灰対策

<被害想定>

- ・本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成 16 年(2004 年) 6 月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- ・東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- ・なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。噴火の規模と被害の概要は次のとおり。

	内 容	
規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16 日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び稲城市の一部 10cm 程度その他の地域 2～10cm 程度	
被害の概要	降灰に伴うもの－健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響	
	降灰後の降雨などに伴うもの－洪水、泥流、土石流にともなう人的・物的被害	

※1707 年(宝永 4 年) 16 日から 2 週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰。

<災害予防計画>

- ・降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を作成する。
- ・予防業務
道路管理者－道路施設の防災構造化及び復旧に関すること
鉄道各社－鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること。

<火山観測> 略

<都民等の防災行動力の向上> 略

<災害応急・復旧対策計画>

- ・富士山が噴火し、降灰による被害が発生し、または発生するおそれがある場合における、都、区市町村及び防災機関がとるべき活動体制について定める。
- ・応急活動体制、情報の収集・伝達応援協力、派遣要請警備、交通規制

7. 地域防災計画 大規模事故編

<総則>

- 計画の前提
 - ・東京においては、平成 19 年(2007 年) 6 月に渋谷区で発生した温泉施設の爆発事故や、20 年(2008 年) 8 月に発生した首都高速でのタンクローリー車の炎上事故など、大規模な事故災害が発生している。
 - ・また、平成 17 年(2005 年) 4 月には兵庫県 JR 福知山線における脱線事故があり、救出救助に係る機関や地元自治体が多数出動し、大規模な事故災害現場では防災機関同士の調整が重要であるという教訓を残した。
 - ・さらに、近年の国際情勢を鑑みると、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)に基づく対応が必要な大規模テロには至らないが、小規模なテロによる災害も発生する可能性があり、こうした事態への対処も必要となっている。
 - ・この計画は、実災害から得た教訓及び都民・都議会などの提言を可能な限り反映し、策定した。
- 市街地の状況、不燃化の状況、地下街の状況
 - 高層建築物の状況

都内の高層建築物ー高さが 45m を超える高層建築物は 2,171 棟あり、そのうち 100m を超える超高層建築物は 340 棟、さらに 200m を超える超高層建築物が 17 棟となっている(平成 19 年(2007 年 3 月現在))。
- 林野の状況 略
- 危険物施設等の概況
 - ・危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射線等使用施設、危険物積載船係留施設
- 交通等の現況
 - ・船舶、航空機、鉄道、道路等
- 都・区市町村及び防災機関の役割 以下、略
 - <災害予防計画>
 - 火災予防対策、危険物事故対策、大規模事故対策
 - 訓練及び防災知識の普及、地域防災力の向上、ボランティア等との連携・協働
 - <災害応急・復旧対策計画>
 - 初動態勢
 - 情報の収集・伝達、災害救助法の適用、応援協力・派遣要請
 - 消防活動、危険物事故の応急対策、大規模事故時の応急対策
 - 警備交通規制、避難、救助・救急、医療救護対策
 - 緊急輸送対策、応急生活対策、公共施設等の応急・復旧対策

8. 地域防災計画 原子力災害編

○ 計画の目的

- ・平成 11 年(1999 年) 9 月 30 日に茨城県東海村にあるウラン加工施設において、臨界事故が発生し、我が国で初めて原子力災害による住民の避難や屋内退避が必要となった。
- ・この事故を教訓にして、原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)(以下「原災法」という。)が制定され、国、地方公共団体及び関係機関において原子力災害に対する抜本的な強化を図ることとなった。
- ・都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域(※)に都の地域は含まれていない。
- ・このことから、国内の原子力施設において、放射性物質又は放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合において、都は、都民の避難等の対応を迫られるものではない。
- ・しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、都の近くにある原子力施設で原子力緊急事態が発生した場合に備え、都民の心理的動揺や混乱をできるかぎり低くするように対応することが必要となる。
- ・また、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約 220km 離れている東京においても、様々な影響を受けた。この経験を踏まえ、都の初動態勢と都民の不安の払拭と安全の確保を図る必要がある。
- ・そこで、この計画では、このような事態に関する情報収集や都民へ迅速で正確な情報を提供する体制を整備し、都民の不要な混乱を防止することを目的とする。
- ・また、この計画に定めのない事項については、本書の大規模事故編を準用して対処する。
- ・なお、放射線使用施設等への対応については、大規模事故編第 2 部第 2 章第 1 節放射線等使用施設(P41)及び第 3 部第 6 章第 5 節放射線使用施設等の応急対策(P150)で、核燃料物質等の輸送に係る原子力災害への対応については、大規模事故編第 3 部第 6 章第 6 節危険物輸送車両の応急対策(P151)で定めるところによる。

以下、略

9. その他、各種計画、マニュアル、発行物等

- 東京都震災対策事業計画
- 東京都国民保護計画
- 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画
- 東京都消防広域化推進計画

- 東京都業務継続計画（都政のBCP）
- 東京都帰宅困難者対策実施計画
- 東京都防災対応指針
- 首都直下地震等対処要領
- 東京都震災復興マニュアル 復興プロセス編
- 大規模事故における相互連携マニュアル
- 洪水ハザードマップ（建設局）
 1. 東海豪雨を想定した洪水ハザードマップ
 2. 荒川が氾濫する降雨を想定した洪水ハザードマップ
 3. 多摩川が氾濫する降雨を想定した洪水ハザードマップ
 4. 浅川が氾濫する降雨を想定した洪水ハザードマップ
 5. 江戸川が氾濫する降雨を想定した洪水ハザードマップ
 6. 利根川が氾濫する降雨を想定した洪水ハザードマップ
 7. 中川・綾瀬川が氾濫する降雨を想定した洪水ハザードマップ
 8. 芝川・新芝川が氾濫する降雨を想定した洪水ハザードマップ（荒川水系、都内は足立区）
- 急傾斜地崩壊危険箇所と急傾斜地崩壊危険区域（建設局）
- 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域（建設局）
- 山地災害危険地区（崩壊土砂流失危険地区、山腹崩壊危険地区など）（産業労働局）
- 帰宅困難者対策ハンドブック・帰宅困難者対策条例の概要リーフレット
 - ・日本語版、英語版、中国語版、韓国語版
- 災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック
- 東京都防災マップ
 - ・防災施設、災害時帰宅支援ステーション
- 東京くらし防災
- 東京都防災アプリ
- 防災ブック「東京防災」

10. 課題（私見）

- 3.11 後の見直しと課題
 - ・ 見直しは、被害想定、帰宅困難者対策、災害時の児童生徒の安否確認、原子力災害などについて行われた。
 - ・ これらのうち、帰宅困難者対策、災害時の児童生徒の安否確認については評価できるが、被害想定や原子力災害対策については不十分だと思われる。
 - ・ また、地域防災計画火山編、地域防災計画大規模事故編については、修正から10年

が経過しようとしており、この間の知見を踏まえたさらなる修正が必要だと考える。特に高層ビルはこの間、超高層マンションが激増している（私見では、超高層マンション規制を行うべきだと考える）。

- ・ 外国人対応についても、観光客が激増している。帰宅困難者対策ハンドブックは英語版、中国語版、韓国語版が作成されているが、すべての防災対策において見直しが必要ではないか。
- ・ 防災訓練は旧態依然のままのところが多い（市区町村も含めて）。抜本的な見直しが必要である。
- ・ 避難準備・避難勧告・避難指示の発令について（市区町村だが）、東京都などによる防災気象情報の伝達のあり方も含めた改善が必要である。
- ・ 避難所の運営について、ジェンダーの視点やプライバシーなどからの抜本的な改善が求められている。
- ・ 福祉避難所の指定や運用にも課題が多いと指摘されている。
- ・ 災害対策本部は知事を本部長として災害時に設置される。しかし、大災害が多発する現在、常設機関として設置することを検討すべきではないか。

○ 新たな課題

- ・ ここ数年の異常気象（大型台風、集中豪雨、線条降水帯の発生、山腹崩壊、高温など）は、「異常」ではなく「恒常」化している。
- ・ 特に江東 5 区の複合災害（大地震、洪水、高潮の同時発生）に対する備え、多摩地域の山腹崩壊（斜面崩壊）への対応が必要だと考える。
- ・ 東京東部低地帯に位置する江東 5 区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）は、平成 27 年 10 月に大規模水害時の避難対応を検討することを目的として「江東 5 区大規模水害対策協議会」を設置し、対策をまとめている。広域避難場所の確保や住民の避難誘導、避難手段等の各関係機関の連携が必要な事項について、国及び都が設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」に参画して検討していくとしており、東京都のリーダーシップが求められる。
- ・ 山腹崩壊（斜面崩壊）は森林の流出をとめない、堤防決壊の原因ともなる。都は崩壊土砂流失危険地区、山腹崩壊危険地区などを指定しているが、現実的な課題として市町村と連携した取り組みが必要とされる。
- ・ 災害時の受援計画の必要性が 3.11 後に叫ばれるようになり、内閣府も熊本地震を踏まえて、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を公表した（平成 29 年 3 月）。特に東京都の大災害時には、全国や海外からの支援・応援が殺到する。この支援・応援を受け入れる体制をどうつくるかが課題である。
- ・ 行政における防災に関する人材の育成・活用は重要課題であるが、特に市町村においては土木・建築職などの技術職員の不足が指摘されている。都も採用・育成支援に取り組むべきである。